

平成 16 年 12 月 7 日

「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準」改訂状況**(財) 金融情報システムセンター****1. (財) 金融情報システムセンター (F I S C) とは**

FISC (The Center for Financial Industry Information Systems) は大蔵省 (当時) の許可を得て、昭和 59 年 11 月、金融機関、保険会社、証券会社、コンピュータメーカー、情報処理会社等の出捐によって設立された財団である。

金融情報システムに関連する諸問題につき、関係者相互の協力の下に、総合的な調査研究を行うとともに、金融情報システムに係る安全性確保のための施策を推進し、併せてこれらに関連する事業を営むことにより、民間活力発揮のための環境整備を通じて、我が国経済及び金融情報システムの円滑な発展に寄与することを目的としている。

その主要業務として、金融情報システムに係る安全基準の策定等による安全対策の推進がある。

**2. 「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準
(以下 F I S C 安全対策基準)」の概要****(1) 制定の経緯**

金融機関のコンピューターシステムは高い公共性および広汎性を有しており、業界の標準となるべき安全対策基準の必要性が認識されたことから、会員金融機関が取り入れるべきコンピューターシステムの安全基準を F I S C がとりまとめ、会員の代表者による審議を経て 1985 年 12 月に初版を発刊した。

各金融機関は F I S C 安全対策基準を参照しつつ、自社のコンピューターシステムの安全対策を実施することが期待された。

その後継続的に見直しを行い昨年 10 月に第 6 版を発刊した。

なお、金融庁の検査マニュアルにおいても、システムリスク管理態勢の確認検査において、管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、F I S C 安全対策基準等に基づき行うものとされている。

(2) 対象領域

- ①. 金融機関の以下のコンピュータシステムについて設備面、運用面および技術面から安全対策について記述
 - ・顧客にオンラインサービスを提供するコンピュータシステム
 - ・他の金融機関等との決済業務に使用するコンピュータシステム
 - ・顧客データを扱うコンピュータシステム 等
- ②. すなわち金融機関がサービスを提供するのに必要なコンピュータシステム全般が対象
- ③. コンピュータシステムの安全のため、何を実施するかに加えてどのように実施するか（実現手段）について記述

(3) これまでの改訂状況

- ①. 制度変更や技術革新を反映して随時改訂
- ②. 最近は約2年毎に改訂

初版策定

1985年12月 「FISC安全対策基準」

第2版

1991年2月 「FISC安全対策基準」

第3版

1998年7月 「FISC安全対策基準」

第4版

2000年7月 「FISC安全対策基準」

第5版

2001年9月 「FISC安全対策基準」

◆第6版 2003年10月発刊
「FISC安全対策基準」

(4) 改訂のための委員会構成

安全対策専門委員会とその下部組織としての安全対策基準検討部会とで審議

安全対策専門委員会

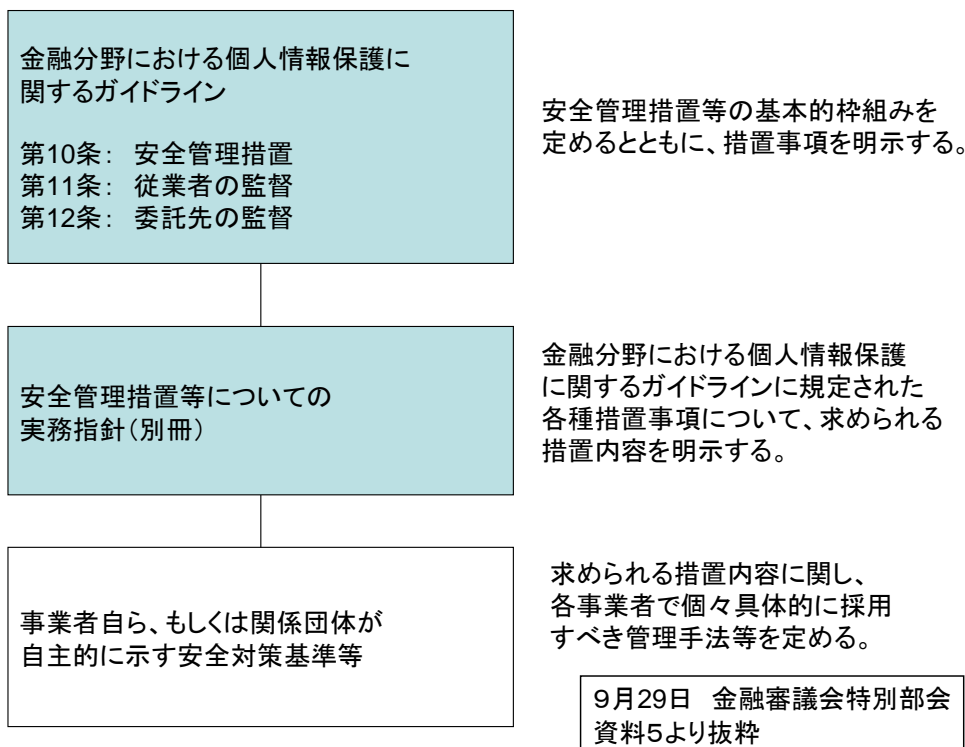
安全対策の推進を目的とした常設委員会で、金融機関等のコンピュータシステムの安全確保に係る諸問題の審議、承認を実施
メンバーは、金融機関やメーカ等会員の代表者および学識経験者から構成

安全対策基準検討部会

専門委員会の下部組織で、実務者を中心に構成
安全対策専門委員会で承認された改訂方針に則り、改訂項目、内容の具体的検討を実施
メンバーは、金融機関やメーカ等会員の実務担当者および学識経験者から構成

3. 個人情報保護分野における F I S C 安全対策基準

(1) 本審議会で議論された安全管理措置に関する基準



(2) 安全管理措置の自主的基準としての F I S C 安全対策基準

情報システムに関連した個人情報保護の管理手法として必要事項を網羅
例えば本人確認に関する情報が他人に知られないための対策として具体的な方法を記述
情報の種類によって新たな対策が必要な場合にはそれを追加

4. 個人情報保護のための検討および基準改訂状況

(1) 金融庁ガイドライン・実務指針と F I S C 安全対策基準との対比

- ①. 金融庁ガイドライン・実務指針の要求事項を分析し既存の F I S C 安全対策基準が網羅しているかを検討
- ②. F I S C 安全対策基準の追加改訂の必要箇所を抽出
⇒機微情報、特に生体認証情報の管理について追加改訂が必要

(2) 機微情報、特に生体認証情報の管理について追加改訂

①. 検討に当たっての調査方法

- ・ANSI X9.84 と F I S C 安全対策基準との対比表を作成し必要事項を抽出、またバイオビジョンの内容についても確認
- ・生体認証の研究者や関連団体に現状をヒアリング

②. 改訂スケジュール

- ・11月 安全対策検討部会を開催しF I S C事務局案を提示済
- ・12月・1月 安全対策検討部会にて意見を集約し改訂案を作成
- ・2月上旬 安全対策専門委員会にて改訂案を審議
- ・2月下旬 改訂版発刊

③. 主な改訂内容

- ・生体認証情報の入力から利用、保存、消去廃棄までの各段階における管理方法
- ・生体認証を導入する場合に留意すべき技術的事項

5. 今後の対応

(1) 個人情報保護に関する普及・啓蒙活動の実施

- ①. 金融庁ガイドライン・実務指針の要求事項の具体的実現方法
- ②. 生体認証情報の適切な管理方法

(2) 上記の実施方法としては以下のとおり

- ①. 金融庁ガイドライン・実務指針とF I S C安全対策基準との対比表の公開
- ②. 金融庁ガイドラインとF I S C安全対策基準に関する説明会の実施
- ③. F I S Cガイドライン検索ソフト（注）への掲載

（注）F I S Cガイドライン検索ソフトとは
コンピュータシステムの安全対策やシステム監査を実施する場合のチェック項目をF I S C監査指針やF I S C安全対策基準等から抽出し、簡単にチェックリストを作成できるよう、監査支援用ソフトウェアを開発し会員企業等に提供している。

収録ガイドライン等は以下のとおり

- ・F I S C安全対策基準
- ・F I S Cシステム監査指針
- ・金融庁検査マニュアル
- ・情報セキュリティ管理基準
- ・JIS X5080（目次のみ）
- ・F I S C事故犯罪事例集